

認可外保育施設における光熱費等高騰対策事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、光熱費・食材料費等の高騰による利用者負担の増加を抑制し、認可外保育施設の継続的・安定的な運営を図るため、認可外保育施設に対し、予算の範囲内において、認可外保育施設における光熱費等高騰対策事業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(支援対象事業者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に規定する認可外保育施設（居宅訪問型及び奈良市所在の施設を除く。）
 - (2) 支援金の交付を受けた後も事業を継続する意思があること
- 2 食材料費の支援を申請する者については、前項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。
- (1) 給食等について、実費徴収している施設
 - (2) 令和6年度において物価上昇に起因する給食費への価格転嫁を行わない施設
 - (3) 既に価格転嫁を行った施設にあっては、価格転嫁相当分を利用者に返金した施設

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、認可外保育施設における光熱費等高騰対策事業支援金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 宣誓書兼同意書（第2号様式）
- (2) 第1号様式に係る人数及び物価上昇に起因する給食費への価格転嫁をしていないこと、または、価格転嫁相当分を返金したことが分かる根拠資料
- (3) その他知事が必要と認める書類

(支援金の交付の決定及び交付)

第5条 知事は、前条の書類を受理した場合において適当と認めるときは、支援金の交付及び金額を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するものとする。この場合において、知事が支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 前項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、支援金の交付を受けようとするときは、支援金請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、申請者が法人にあっては役員、保育施設にあっては代表者、個人にあってはその者が次の各号のいずれかに掲げる者であるときは、支援金の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（申請の取下げ）

第6条 交付決定者は、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第7条 知事は、交付決定者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（交付決定の取消し等）

第8条 知事は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第5条第1項後段の規定により知事が付した条件に違反したとき。

(2) 第7条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、もしくは妨げたとき。

(3) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第9条 交付決定者は、前条第2項の規定により支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 交付決定者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、

納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(支援金の経理等)

第10条 交付決定者は、支援金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を支援金の交付決定があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5年 1月 18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5年 8月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6年12月11日から施行する。

別表

支援金の額	光熱費	定員一人あたり 3,500 円
	食材料費	在籍児童人数一人あたり 14,000 円

- ※1 「定員」とは、令和6年9月1日以前に開設した施設にあっては9月1日時点における定員を、9月2日以降に開設した施設にあっては開設時点における定員をいう。
- ※2 「在籍児童人数」とは、令和6年4月から9月までの月初人数の平均（小数点以下切捨て）をいう。ただし、価格転嫁相当分を利用者に返金する施設にあっては、令和6年4月から9月の月初人数の平均（小数点以下切捨て）と返金を行った児童人数の少ない方の数をいう。
- ※3 令和6年9月2日以降に開設した施設にあっては、上記単価を12で除し、令和6年度における運営期間の月数（1ヶ月未満の端数切捨て）を乗じた金額を単価として支援金の額を算出する。ただし、算出された支援金の額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。